第四十八条及び第四十九条を削り、第四十九条の二を第四十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

（高度道路交通システム研究室の所掌事務）

第四十九条　高度道路交通システム研究室は、道路交通システムの高度化及び情報化に関する試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

（道路構造物研究部の所掌事務）

第四十九条の二　道路構造物研究部は、道路構造物に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

第四十九条の三を次のように改める。

（道路構造物管理システム研究官）

第四十九条の三　道路構造物研究部に、道路構造物管理システム研究官一人を置く。

2　道路構造物管理システム研究官は、道路構造物の管理の高度化に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。

第四十九条の三の次に次の四条を加える。

（道路構造物研究部に置く室）

第四十九条の四　道路構造物研究部に、次の三室を置く。

橋梁研究室

構造・基礎研究室

道路基盤研究室

（橋梁研究室の所掌事務）

第四十九条の五　橋梁研究室は、道路構造物のうち、橋梁（下部工及び基礎を除く。）及び道路附属物（共同溝及び電線共同溝を除く。）に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

（構造・基礎研究室の所掌事務）

第四十九条の六　構造・基礎研究室は、橋梁のうち下部工及び基礎、トンネル、土工構造物のうち擁壁及びカルバート並びにその他の道路構造物に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務（橋梁研究室及び道路基盤研究室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（道路基盤研究室の所掌事務）

第四十九条の七　道路基盤研究室は、道路の土工構造物（擁壁及びカルバートを除く。）及び舗装に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

第五十条第六号の次に次の二号を加える。

七　建築物等の性能評価、研究評価に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。

八　建築物等の災害対策に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導の企画及び立案並びに調整を行うこと。

第五十条の三の次に次の一条を加える。

（建築災害対策研究官）

第五十条の四　建築研究部に、建築災害対策官一人を置く。

2　建築災害対策研究官は、命を受けて、建築物等の災害対策に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第五十一条中「四室」を「五室」に、「環境・設備基準研究室」を「環境・設備基準研究室　評価システム研究室」に改める。

第五十五条の次に次の一条を加える。

（評価システム研究室の所掌事務）

第五十五条の二　評価システム研究室は、建築物等の性能評価、研究評価に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

第五十六条第四号中「瑕疵」を「性能」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五　住宅の需要、計画、生産、流通、管理その他これらに類するものに係る情報システムに関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導の企画及び立案並びに調整を行うこと。

第五十六条の二（見出しを含む。）中「住宅瑕疵研究官」を「住宅性能研究官」に、同条第二項中「住宅の瑕疵」を「住宅の性能」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（住宅情報システム研究官）

第五十六条の三　住宅研究部に、住宅情報システム研究官一人を置く。

2　住宅情報システム研究官は、命を受けて、住宅の需要、計画、生産、流通、管理その他これらに類するものに係る情報システムに関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第七十五条の見出し中「等」を削り、同条中「三室及び港湾施工システム課」を「四室」に、「港湾施設研究室」を「港湾施設研究室　港湾施工システム・保全研究室」に改める。

第七十八条第二号中「関すること」の下に「（港湾施工システム・保全研究室の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第七十九条を次のように改める。

（港湾施工システム・保全研究室の所掌事務）

第七十九条　港湾施工システム・保全研究室は、次に掲げる事項に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する事務をつかさどる。

一　港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の積算基準、施工基準その他の工事の実施に関すること。

二　港湾及び航路の保全に関すること（港湾計画研究室及び港湾システム研究室の所掌に属するものを除く。）。

第八十七条（見出しを含む。）中「総合技術政策研究センター」を「防災・メンテナンス基盤研究センター」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「マネジメント」の下に「及び政策評価」を加え、同号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　緑化、公園及び緑地並びに生態系の保存に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。

第八十七条第六号の次に次の三号を加える。

七　建設事業における情報通信技術及びその利用に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。

八　国土技術政策総合研究所の所掌事務のうち、津波等による災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護するための措置に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと（他部の所掌に属するものを除く。）。

九　地震防災情報のシステム化、地震防災計画及び設計入力地震動に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導並びに地震防災情報に関する処理システムの管理運営に関すること。

第八十九条（見出しを含む。）中「総合技術政策研究センター」を「防災・メンテナンス基盤研究センター」に、「三室」を「五室」に改め、「国土マネジメント研究官及び」を削り、「建設マネジメント研究官」の下に「、国土防災研究官及び情報研究官」を加え、「評価システム研究室　建設マネジメント技術研究室」を「建設マネジメント技術研究室　緑化生態研究室　国土マネジメント技術研究室　テナンス情報基盤研究室　防災研究室」に改める。

第九十二条を削る。